

# 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に  
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年七月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 105機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	情報システム課、南部地域振興センター、東部地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、幸手保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	川口高等技術専門校
農林部	本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター
企業局	新三郷浄水場
下水道局	中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、入間向陽高等学校、大宮光陵高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、幸

	手桜高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、久喜特別支援学校、蓮田特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	川口警察署、朝霞警察署、新座警察署、上尾警察署、川越警察署、久喜警察署、幸手警察署

(3) 監査実施日

平成25年12月4日～平成26年2月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	情報システム課	平成20年度、平成21年度及び平成22年度の「職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関

		<p>する契約」について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。</p> <p>(1) 平成 20 年度契約では、再委託を認めているが、契約の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できない。</p> <p>(2) 平成 21 年度契約では、契約書に再委託に関する規定がないにもかかわらず再委託が行われていた。</p> <p>(3) 平成 22 年度契約では、契約書に再委託に関する規定があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認していた。</p> <p>2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方ではなく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求し、使用課所が支払うこととしていた。</p> <p>3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、契約の相手方と協議せずに使用課所の負担で修理を行うという取扱いにより、修繕費用が 1 台あたりの契約額を超えるような過大な支出を生じさせた。</p>
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 24 年度の「川の再生県民運動推進工事（表示ボード製作）」（331,800 円）について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。
教育局	入間向陽高等学校	平成 25 年 2 月末に購入した「レーザープリンター」（72,975 円）について、平成 25 年 12 月中旬まで長期にわたり未使用のまま放置し、備品表示を行わないなど適切な管理を怠っていたことは、不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	利根地域振興センター	平成 24 年度の「埼玉県行田地方庁舎の正面玄関内外 2 箇所自動ドア部品交換修繕」（924,000 円）について、修繕に要する期間を十分に調査せず、見積書を徴取し、契約の相手方から期間の延長の申出を受け、見積条件と異なる契約期間で契約していたのは不適切であった。

教育局	近代美術館	平成 24 年度の「埼玉県立近代美術館施設管理（空調設備保守・運転・中央監視）業務委託」（11,550,000 円）の一部業務の再委託（3 件）について、書面によらず承認していたことは、不適切であった。
教育局	大宮光陵高等学校	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 25 年度の書写技能検定試験会場の行政財産使用許可手続きについて、年 3 回実施する検定試験の使用許可をまとめて行っていたが、許可日が第 1 回目の検定試験の実施後となっていた。</p> <p>2 行政財産使用料について、管理費の算定を誤り、後日、差額を追徴したが、行政財産の変更許可手続きを行っていなかった。</p>
教育局	大宮光陵高等学校	平成 25 年度の「産業廃棄物処理委託契約」（38,272 円）において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。